

敦賀市公告第26号

総合運動公園多世代型ウェルネス広場整備事業（以下「事業」という。）について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和3年5月18日

敦賀市長 瀧 上 隆 信

1 実施の目的

敦賀市総合運動公園は、市民が運動、休息、鑑賞、散歩、遊戯等総合的な利用に供することを目的とする施設であり、市民のスポーツの場、レクリエーションの場として親しまれ、多くの方々に利用されてきた。

そのうち、ちびっこ広場については、昭和63年の供用以来30年以上が経過し、大型複合遊具等に著しく劣化が進行している状態である。

今回、老朽化した大型複合遊具等の更新に併せて、この広場を幼児から高齢者までさまざまな世代が、楽しみながら体力作りや健康作りに取り組むことができるウェルネス広場としてリニューアルするため、豊富な経験と高い専門知識を持ち、総合的な企画力及び技術を有する契約候補者を、公募型プロポーザル方式（設計・施工同時発注方式）（以下「プロポーザル」という。）により、選定するものである。

2 事業の概要

- (1) 事業名 総合運動公園多世代型ウェルネス広場整備事業
- (2) 事業箇所 敦賀市 杵見 地係
- (3) 事業エリア 敦賀市総合運動公園ちびっこ広場(約1ha)
- (4) 発注方式 本事業は、建設会社と建設コンサルタントによる共同体により提案を受け、選定をした上で、広場の実施設計に関する契約を建設コンサルタント、広場の施工に関する契約を建設会社にそれぞれ随意契約する設計・施工同時発注方式とする。各受注者は、契約期間にわたり相互協力・連携するものとする。
- (5) 事業概要
 - ア 広場実施設計（現地測量、詳細図面作成及び構造計算を含む。） 一式
 - イ 遊戯施設（複合遊具他）改修工事 一式
 - ウ 便益施設（トイレ及び水飲み場）改修工事 一式
 - エ 休憩施設（あずまや、ベンチ等）改修工事 一式
 - オ 健康施設（ウォーキングコース、健康遊具等）設置工事 一式
 - カ 修景施設（芝生、植栽等）改修工事 一式
 - キ 安全施設（案内看板、注意看板等）設置工事 一式
 - ク 既設公園施設撤去・処分工事 一式
- (6) 契約上限金額 150,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - ※ 設計と施工の費用配分は問わないが、設計の上限額は、15,763,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(7) 履行期間及び工期

- ア 設計 契約締結の日から令和3年12月28日まで
- イ 工事 契約締結の日から令和4年3月25日まで

3 参加要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている共同体（建設会社と建設コンサルタント）であること。

- (1) 建設会社は、建設業法（昭和24年法律第100号）における「造園工事業」又は「とび・土工工事業」の建設業の許可を有し、かつ、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 一般社団法人日本公園施設業協会のSP及びSPL認定を受けている者又はこれと同等以上の者であること。
 - イ 過去20年間（平成13年度から令和2年度まで）に元請け（ただし、共同企業体で実施した場合は代表者に限る。）として、国又は地方公共団体が発注者である公共工事で、公園整備工事の施工実績を有する者であること。
 - ウ 建設業法の規定に基づく主任技術者又は監理技術者をこの工事に専任で配置できる者であること。
 - エ 一級造園施工管理技士又は一級土木施工管理技士の資格を有する者をこの工事に配置できる者であること。
 - オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - カ 公告日から契約締結の日までの期間において、福井県及び敦賀市において指名停止を受けていないこと。
 - キ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
 - ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又はこれらの手続き中である者でないこと。
 - ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となり活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
 - コ この事業に係るプロポーザルに参加しようとする者は、他の共同体の構成員でないこと。
- (2) 建設コンサルタントは、令和3・4年度の敦賀市競争入札参加資格を有し、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づく「造園部門」に登録されている者とし、かつ、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 過去20年間（平成13年度から令和2年度まで）に元請け（ただし、共同企業体で実施した場合は代表者に限る。）として、国又は地方公共団体が発注者である公共事業で、都市公園法（昭和31年法律第79号）に規定する公園等に係る整備の計画・設計の業務実績を有する者であること。
 - イ 次のいずれかの資格を有する技術者を管理技術者及び照査技術者に配置できる者であること。
 - (7) 技術士（建設部門のうち選択科目を「都市及び地方計画」）

- (イ) R C C M(登録技術部門「造園」)
 - (ウ) 登録ランドスケープアーキテクト(R L A)
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - エ 公告日から契約締結の日までの期間において、福井県及び敦賀市において指名停止を受けていないこと。
 - オ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
 - カ 会社更生法に基づく会社更生手続開始、民事再生法に基づく再生手続開始又は破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又はこれらの手続中である者でないこと。
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となり活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
 - ク この事業に係るプロポーザルに参加しようとする者は、他の共同体の構成員でないこと。
- (3) この事業の受注者が配置する技術者は、受注者と直接的かつ恒常的（3か月以上）な雇用関係にあるものであること。

4 スケジュール

公告から業者選定・契約までのスケジュール(公告日現在)は以下のとおり。

内容	期間等
公告	令和3年5月18日(火)
実施要領等の配布	令和3年5月18日(火)から6月16日(水)午後5時まで
質問受付	令和3年5月18日(火)から6月1日(火)午後5時まで
質問に対する回答	令和3年6月4日(金)午後5時まで随時
参加申請書及び企画提案書等の提出	令和3年5月18日(火)から6月16日(水)午後5時まで
企画提案書等の審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和3年6月下旬(予定)
審査結果の通知及び公表	令和3年6月下旬(予定)
見積徴収及び契約締結	令和3年6月下旬(予定)

5 実施要領、要求水準書等

本プロポーザルの実施要領、要求水準書等は、「8 担当部署」にて、配布する。また、敦賀市ホームページにおいても公表する。

6 選定方法

実施要領、要求水準書等に基づき提出された企画提案書等について、総合運動公園多世代型ウェルネス広場整備事業プロポーザル審査委員会において、書類審査及びプレゼンテーション等を行い、評価基準に基づき、契約候補者の選定を行う。

7 その他留意事項

詳細は、実施要領、要求水準書等による。

8 担当部署（提出先・問合せ先）

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号
敦賀市役所都市整備部都市政策課 担当 東海、和田
TEL (0770) 22-8138
FAX (0770) 23-4127
E-mail toshisei@ton21.ne.jp